

日本獣医師会雑誌投稿規程

(令和2年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程（以下「編集規程」という。）第4条の規定に基づき、日本獣医師会雑誌（以下「日獣会誌」という。）の原稿の投稿方法及び編集の区分等に関する事項を定めるものである。

なお、編集規程第1条のなお書に規定したとおり、日獣会誌のうち獣医学術学会誌に関する事項は、別に定めるところによる。

(編集の区分)

第2条 日獣会誌（獣医学術学会誌部分を除く。以下、同様）の編集の区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 論説：獣医師及び動物医療（獣医学術並びに動物の福祉及び愛護等の関連分野を含む。以下、同様）に関する関係分野における諸問題等の論評、今後の展望等
- (2) 総説：動物医療に関する国内外の調査・研究等に関する動向等の包括的解説
- (3) 会議報告：日本獣医師会関係会議及びその他の関係会議等の開催報告
- (4) 解説・報告：動物医療関係の制度及び事業並びに最新情報等の解説及び報告等
- (5) 学術・教育：獣医学術、教育に関する解説及び報告等
- (6) 行政・獣医事：行政機関等からの通知等の解説及び報告等
- (7) 資料：動物医療関係の統計、海外動物衛生事情等の紹介
- (8) 意見：獣医師、動物医療関係機関等に対する要望・意見等
- (9) 診療室：動物医療に関する日常の経験・体験等に基づく話題・意見等
- (10) 紀行・見聞：動物医療に関する国内外での紀行・見聞・調査等
- (11) 案内：動物医療関係行事（大会、研修会、講習会）等の案内
- (12) 募集：動物医療関係者等の人材募集、動物医療関係行事等への参加募集等
- (13) 紹介：動物医療関係事業及び行事等の他、人物、動物医療関係の図書（書評）・物品等の紹介
- (14) 行事等：動物医療に関する関連会議・行事等の日誌報告

(15) 獣医師生涯研修事業のページ：生涯研修のページ Q & A（生涯研修の問題・解答と解説）及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内等

(16) 馬耳東風：後書きコラム

2 編集の区分は、第1項の規定によるほか、必要に応じ編集規程第3条の規定に基づき設置された日本獣医師会雑誌編集委員会（以下「委員会」という。）において追加等を行うことができる。

(投稿要領等)

第3条 投稿原稿は、原則として他誌へ未発表でかつ投稿中でないものとする。

第4条 投稿の要領は、原則として次のとおりとする。

- (1) 投稿原稿には、別紙様式による投稿票に所定の事項を記載したものを同封する。
- (2) 原稿は、A4判縦で余白を上下左右25mm、文字色は黒、字体は日本語は細明朝、英語はCentury、字の大きさは12ポイント、行間はダブルスペースとし、横書きでページを付す。
- (3) 電子記憶媒体を次に定めるところに従って同封する。
- (4) 電子記憶媒体のラベルには、氏名、所属機関名、使用OS・ソフト名及びバージョン、保存ファイル名を明記する。さらに表・図（写真：画質を問われるものを除く）等も可能であれば、同様に保存する。
- (5) 電子メールで投稿する場合は、(1)～(4)に基づき作成した原稿を添付ファイルとし、件名、発信者名を明確にして送付する。
- (6) 原稿は、表題、本文、図（写真を含む）・表等すべてを含み、投稿区分毎の刷り上り規定頁数（別表）内に収める。

なお、刷り上り1頁あたり最大2,400文字を記載できるが、図表を入れる場合、その数と大きさには、本文等の文字数との兼ね合いを十分考慮しなければならない。

掲載区分	刷り上り規定頁数
論説	3頁以内
総説	5頁以内
解説・報告	5頁以内
資料	2頁以内
意見	1頁以内
診療室	1頁以内
紀行・見聞	2頁以内

(執筆要領)

第5条 投稿原稿の執筆要領は、原則として日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程第7条（執筆要領）に準ずるものとする。ただし、獣医学術学会誌を除き、英文での投稿を認める。

(原稿の取扱い)

第6条 原稿の採否、掲載順序等は、委員会で決定する。

第7条 本規程を逸脱する原稿、編集方針と相違する原稿等については内容の変更（加筆、削除、書き直し等）を求めるか、又は不採用とすることがある。

第8条 投稿原稿は、原則として返却しない。

(著作権及び引用・転載)

第9条 日獣会誌の著作権は、編集規程第6条に定めたとおり日本獣医師会に帰属する。

ただし、依頼原稿の際、著者及び著者の所属機関等が所有する図表等について、著者からその帰属等に要望がある際は、個別に協議することとする。

2 これを利用しようとする者は、あらかじめその利用につき編集発行者の許可を得なければならない。

第10条 投稿原稿について、他著者の論文等を引用・転載する場合は、著作権保護のため、著者及び出版社の許諾を受けるとともに、原稿に出典を明記すること。ただし、引用文献とした場合は、この限りでない。

(原稿送付先)

第11条 投稿原稿の送付及び照会先は、次の事務局とする。

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1
新青山ビルヂング西館23階

日本獣医師会事務局

TEL：03-3475-1601 FAX：03-3475-1604

E-mail：info@nichiju.lin.gr.jp

第12条 編集発行者が依頼して日獣会誌に掲載する原稿についても前記第4条から第11条に準じ処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項は、委員会で協議し、これを編集発行者が処理する。

附 則（平成21年6月17日、日本獣医師会雑誌編集委員会制定）

- 1 この規程は、平成21年6月17日から施行する。
- 2 日本獣医師会会報投稿規程（平成2年10月5日制定）は、廃止する。

附 則（平成27年2月24日、日本獣医師会雑誌編集委員会一部改正）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月19日、日本獣医師会雑誌編集委員会一部改正）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日、日本獣医師会雑誌編集委員会一部改正）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月13日、日本獣医師会雑誌編集委員会一部改正）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

